

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北島町は昭和初期に繊維工場が進出したことに始まり、その後も各種化学薬品工場などが立地し、都市近郊という地理的条件により人口が急増し、商店街など商業分野も発展した。また町内外を結ぶ幹線道路等のインフラ整備が進むことで大規模小売店舗も多数出店し、コンパクトで人々が暮らしやすい町として賑わいを見せてきた。しかし、都市近郊型商業施設の増加で中小企業者との競争が激化し、次世代の担い手不足などと相まって、事業所数が減少する地域も出てきている。現在のところ町の人口は微増しているが、近未来には減少へ転向することも推測されるため、それらをくい止めるためにも商工業の賑わいを再構築していかなければならない状況にある。

こうした中、独自の取り組みとして経営改善資金等利子補給金交付事業等で事業者の負担を軽減しているが、さらに生産性の向上を図るため支援していくことは重要な課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

北島町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が北島町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

北島町の産業は、今切川沿岸、工業団地、主要幹線道路周辺と広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、北島町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

北島町の産業は、農業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が北島町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。